

第16回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年10月31日（木）午後4時から午後4時30分

2. 開催場所 地域共生センター西館 3階 大会議室

3. 出席委員 (15人出席)

【会長】 辻 博美

【委員】 今井 清 伊山 雅子 浦野 芳博 川上 幸雄

住田 英二 高島 邦子 中尾 常雄 中尾 祐子

西本 健一 半田 益宏 伏田 清実 松尾 眞一

光久 修平 山本 隆史

4. 議事日程

報告第48号 農地法第4条の規定による転用届出（専決分）について

報告第49号 農地法第5条の規定による転用届出（専決分）について

報告第50号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について

議案第11号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について

その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 貢司 副主幹（書記） 渡辺 和彦 書記 多田 和子

6. 会議の概要

山本局長 ただ今から第16回豊中市農業委員会を開会します。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は社会長にお願いいたします。

議長 ただ今から第16回豊中市農業委員会を開会します。

本日は15名の委員全員が出席され、定足数に達していますので、豊中市農業委員会会議規則により、本委員会は成立しています。

議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、高島委員と中尾常雄委員を指名します。

次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

渡辺書記 <議事日程を報告>

議長 次に、本日の資料の確認が事務局からあります。

渡辺書記 <資料の確認>

議長 それでは、ただ今から審議に入ります。

日程第1、報告第48号、農地法第4条の規定による転用届出の専決分についてです。

1番について、西本委員から報告願います。

西本委員 1番について報告します。

届出人は原田元町●丁目の●さん他2名です。

本件の場所は原田中●丁目で、10月10日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。以上、報告します。

- 議長 　　ただ今の報告に基づいて、10月23日に受理通知書を発行したものです。
次に、日程第2、報告第49号、農地法第5条の規定による転用届出の専決分について
です。
1番について、松尾委員から報告願います。
- 松尾委員 　1番について報告します。
譲渡人は桜の町●丁目の●さん、譲受人は大阪市の●です。
本件の場所は桜の町●丁目、10月11日に現地調査を行いました。
地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりま
した。以上、報告します。
- 議長 　　ただ今の報告に基づいて、10月23日に受理通知書を発行したものです。
2番について、西本委員から報告願います。
- 西本委員 　2番について報告します。
譲渡人は原田元町●丁目の●さん他2名、譲受人は大阪市の●です。
本件の場所は原田中●丁目、10月10日に現地調査を行いました。
地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりま
した。以上、報告します。
- 議長 　　ただ今の報告に基づいて、10月23日に受理通知書を発行したものです。
次に、日程第3、報告第50号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続
証明です。
本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3
年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。
1番について松尾委員から報告願います。
- 松尾委員 　1番について報告します。
農業相続人は寺内●丁目の●さんです。
適用農地は桜の町●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
10月9日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりで作付けをされており、適用
農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 　　同じく地区担当の伏田委員から報告願います。
- 伏田委員 　同じく1番について報告します。農業相続人は寺内●丁目の●さんです。適用農地は西
緑丘●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。10月9日に現地調査
を行い、利用状況欄に記載のとおりで作付けをされており、適用農地について耕作され
ていることを確認しましたので、報告します。
- 議長 　　ただ今の報告に基づいて、10月15日に証明願を発行したものです。
2番について、松尾委員から報告願います。
- 松尾委員 　2番について報告します。
農業相続人は桜の町●丁目の●さんです。
適用農地は宮山町●丁目、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
10月11日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のとおりで作付けをされており、適
用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 　　ただ今の報告に基づいて、10月21日に証明願を発行したものです。
3番について、山本委員から報告願います。

山本委員 　　3番について報告します。
農業相続人は刀根山元町の●さんです。
適用農地は刀根山●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
10月11日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 　　ただ今の報告に基づいて、10月22日に証明願を発行したものです。
4番および5番について、川上委員から報告願います。

川上委員 　　4番および5番について報告します。
農業相続人は4番が若竹町●丁目の●さん、5番が同じく●さんです。
適用農地は若竹町●丁目および●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
10月11日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 　　ただ今の報告に基づいて、10月25日に証明願を発行したものです。
次に、日程第4、議案第11号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者証明について、を議題とします。
本件は、農業相続人が農業に従事し、農地の相続税の納税猶予制度の適格者であることの証明願いです。本議案については、事務局からの報告に基づきご審議願います。
1番について、事務局から説明願います。

渡辺書記 　　1番について説明します。
農業相続人は勝部●丁目の●さんです。
納税猶予の適用を受けようとする農地は勝部●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。
10月16日に現地調査を行いました。今後も利用状況欄に記載のとおり農業を続けていきたいとのことで、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。
どうぞ、よろしくご審議いただきますようお願いします。

議長 　　地区担当の西本委員いかがですか。

西本委員 　　1番について報告します。
農業相続人の●さんは被相続人の●さんから農業経営を継承し、引き続き農業経営を行っていくと聞いておりますので、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

議長 　　ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

＜異議なしの声＞

議長 　　異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。
2番について、事務局から説明願います。

渡辺書記 　　2番について説明します。

農業相続人は長興寺南●丁目の●さんです。

納税猶予の適用を受けようとする農地は長興寺南●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

10月16日に現地調査を行いました。今後、利用状況欄に記載のとおり農業を続けていきたいとのことで、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

どうぞ、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 地区担当の高島委員いかがですか。

高島委員 2番について報告します。

農業相続人の●さんは被相続人の●さんから農業経営を継承し、引き続き農業経営を行っていくと聞いておりますので、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

議長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

異議なしと認めます。2番について証明することに決定しました。

3番および4番について、事務局から説明願います。

渡辺書記 3番および4番について説明します。

農業相続人は3番が曾根東町●丁目の●さん、4番が曾根南町●丁目の●さんです。納税猶予の適用を受けようとする農地は寺内●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

10月16日に現地調査を行いました。今後、利用状況欄に記載のとおり農業を続けていきたいとのことで、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

どうぞ、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長 地区担当の川上委員いかがですか。

川上委員 3番および4番について報告します。農業相続人は3番が曾根東町●丁目の●さん、4番が曾根南町●丁目の●さんです。●さん、●さんは被相続人の●さんから農業経営を継承し、引き続き農業経営を行っていくと聞いておりますので、相続税の納税猶予の適格者の要件を満たしていると考えます。

議長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議長 異議なしと認めます。3番および4番について証明することに決定しました。

次に、その他案件としまして事務局からの報告をお願いします。

渡辺書記 <配布資料の説明>

議長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはございませんか。

<異議なしの声>

議長 次に、次回の農業委員会の日程について事務局から説明をお願いします。

多田書記 次回の委員会の日程ですが、11月25日（月）に開催したいと考えております。

開会は午後4時で、場所は豊中市第二庁舎5階第1会議室です。

現地調査は午後2時30分からとし、調査班は伊山委員・半田委員ですが、農地法第3条許可申請が提出された場合のみ実施します。

以上の日程で行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 ただ今の説明のとおり、決定してよろしいでしょうか。

＜異議なしの声＞

議 長 それでは、次回の農業委員会と現地調査は、11月25日（月）に決定しました。これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の委員会は閉会します。ありがとうございました。